

## 2 強盗罪

75	★ ★ ★	強盗罪(236 I)における「暴行・脅迫」の意義	<b>財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行・脅迫</b> (最狭義の暴行, 最判昭 23. 11. 18)
76	★ ★ ★	暴行・脅迫が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるか否かは, いかなる基準で判断すべきか	客觀説 (判例, 通説) <b>暴行・脅迫自体の客觀的性質により, 一般人を標準に判断する</b> ※なお, 客觀的に反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えた以上は、相手方が現実に反抗を抑圧されたかどうかを問わず, 實行の着手が認められる
77	★ ★	強盗罪における「強取」の意義	<b>①暴行・脅迫により, ②相手方の反抗を抑圧し, ③その意思によらずに財物を自己又は第三者の占有に移すこと</b> (=暴行・脅迫から財物奪取までの間 (①～③) に因果関係があることが必要)
78	★ ★ ★	「強取した」といえるために は, 被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか (例: 客觀的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫が加えられたが, 被害者の反抗は抑圧されず, 憐憫の情から財物を交付した場合)	必要説 (通説) ∴強盗は暴行・脅迫を手段とする財産犯→暴行・脅迫と財物奪取との間に因果関係がない以上, 「強取」とはいえず, 未遂にとどまる ※なお, 判例 (最判昭 24. 2. 8) は, 客觀的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えたが, 被害者は単に畏怖したにすぎず財物を任意に交付した場合において, 強盗既遂罪の成立を認めている (不要説)
79	★ ★ ★	財物の占有を確保した後に被害者を殺害しようとした場合の処理 (例: 被害者から覚せい剤を取得して占有を確保した後に, 覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために被害者を殺害しようとした場合)	最決昭 61. 11. 18 「犯人による拳銃発射行為は, 被害者を殺害して同人にに対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされていたその代金の支払を免れるという財産上不法の利益を得るためになされたことが明らかであるから, 右行為はいわゆる2項強盗による強盗殺人未遂に当たるというべきであり……, 先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体としては, 窃盗罪又は詐欺罪のいずれに当たるにせよ, ……本件は, その罪と(2項)強盗殺人未遂罪のいわゆる包括一罪として重い後者の刑で処断すべき」